

練馬区車両運行管理委託に係るプロポーザル募集要領

1 目的

練馬区では、公務で利用する庁有車の安全かつ円滑な運行を目的として、庁有車の運行管理業務を委託している。

本要領は、「練馬区車両運行管理委託」についての最適な事業者の選定を、価格のみの競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 件 名 練馬区車両運行管理委託（単価契約）
- (2) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
※ただし、モニタリングを行った結果、履行状況が良好であると評価された場合、最長 3 年（更新 2 回）の随意契約を行うことがある。
- (3) 履行場所 練馬区役所および概ね関東近郊の区域
- (4) 業務内容 仕様書による 別紙 1
- (5) 概算経費 7,721 万円（税込）
消費税については、10%で計算すること。
概算経費を上回る見積価格の提示は無効とする。

3 参加資格および欠格条項

3-1 参加資格

つぎの条件を全て満たすこと。

- (1) 令和 4 年度以降に練馬区および都内官公庁で、車両運行管理委託または、これに類似する業務実績があること。
- (2) 提案書提出時において、練馬区での入札参加資格を有していること。

3-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和 61 年 4 月 1 日練総経発第 394 号）による指名停止期間中である者
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成 22 年 8 月 2 日 22 練総経第 335 号）による入札参加除外措置期間中である者
- (4) 法人事業税（地方法人特別税を含む。）、法人税、消費税および地方消費税を滞納している者
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、練馬区が経営不振の状況を脱したと認めた場合を除く。）にある者

4 選定方法

4-1 日程（予定）

募集要領等の公表	令和7年10月20日（月）
質問受付期間	令和7年10月20日（月）から 令和7年11月4日（火）午後5時まで
参加申込書受付期間	令和7年10月20日（月）から 令和7年11月14日（金）午後5時まで
質問回答日	令和7年11月11日（火）
経営状況確認関係提案書類 （4-4(4)提出書類6～12）提出期限	令和7年11月21日（金）
提案書関係書類 （4-4(4)提出書類1～5）提出期限	令和7年12月2日（火）
第一次審査結果通知の発送	令和7年12月11日（木）
二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）	令和7年12月23日（火）
二次審査結果通知	令和8年1月頃予定

※提出書類の提出期限は書類により異なるので注意すること。

4-2 質問回答

募集に関する質問は以下のとおり行うこと。

- (1) 質問期間 令和7年10月20日（月）から令和7年11月4日（火）午後5時まで
※期限を過ぎた質問は受け付けない。
- (2) 質問方法 電子メール 送信時の件名は「車両運行管理プロポーザル質問」とすること。
- (3) 担当部署 練馬区総務部経理用地課管理係 担当：長本
電話 03-5984-4516
e-mail KEIRI@city.nerima.tokyo.jp
- (4) 回答方法 令和7年11月11日（火）からホームページ上に掲示する。

4-3 参加申込書の提出

選定に応募する場合は以下のとおり参加申込書（別紙3-1）を提出すること。

- (1) 提出期間 令和7年10月20日（月）から令和7年11月14日（金）午後5時まで
※期限を過ぎた申込書は受け付けない。
- (2) 提出方法 電子メール 送信時の件名は「車両運行管理プロポーザル応募」とすること。
- (3) 担当部署 練馬区総務部経理用地課管理係 担当：長本
電話 03-5984-4516
e-mail KEIRI@city.nerima.tokyo.jp

4-4 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類受付期間
提出書類により、提出期限が異なるので注意すること。
※期限を過ぎた書類は受け付けない。
4-4(4)提出書類 項番6～12
令和7年10月20日（月）から令和7年11月21日（金）午後5時まで
4-4(4)提出書類 項番1～5
令和7年10月20日（月）から令和7年12月2日（火）午後5時まで

(2) 提出方法

提出場所に郵送または持参すること。郵送する場合には郵送物の所在が追跡可能な方法によるものとする。持参の場合の受付時間は開庁日の午前9時～午後5時とする。

(3) 提出場所

練馬区役所東庁舎3階 総務部経理用地課管理係

※ 受付期間後の提案書等の差替えおよび再提出は認めない。

(4) 提出書類

	提出書類名	電子データ および形式	紙提出 の可否	留意点	部数
1	練馬区運行管理委託 (調査書) (別紙3-2)	○ MSワード	×	—	1部
2	見積書(別紙3-3)	○ PDF	×	平日、時間外、休日、宿泊の項目ごとに単価を記載し、令和8年度の予定数量を合計した金額を記載すること。 また、押印したものをPDF化し、提出すること。 なお、参考として、令和9・10年度の見積書も提出すること。	1部
3	受託実績報告書 (別紙4)	○ MSワード	×	令和4年度から3年間の練馬区および都内官公庁での同種・類似業務の実績を記入すること。なお、同種・類似業務については、以下のとおりとする。 同種業務：本業のような都内官公庁が発注した車両運行管理業務であること（バスの運行業務は除く）。 類似業務：都内官公庁が発注した業務のうち乗用車を用いて、人の送迎を主業務としたものであること。	1部
4	提案書(別紙5-1)	○ PDF	×	表紙に押印したものをPDF化し提出すること。	1部
5	提案書本体 (別紙5-2)	○ MSワード	×	原則、添付資料は不可。ただし、マニュアル規程等があれば添付すること。フォントサイズは、MS明朝10.5pまたは11pとする。最大20ページまでとする。	1部
6	法人の登記事項 証明書	×	○	発行後、3か月以内のものを提出すること。	1部
7	法人の定款	×	○		1部
8	会社組織図 会社概要	×	○	従業員数のわかるもの	6部
9	決算書類のうち税務 申告書類一式	×	○	令和4年度～6年度間（「販売費及び一般管理費」明細および「勘定科目内訳明細書」を含む。）	1部

10	決算に係る営業報告書または事業概況書	×	○	令和4年度～6年度間（税務署に提出したものもの写し）	1部
11	決算に係るキャッシュフロー計算書	×	○	令和4年度～6年度間	1部
12	東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格受付票の写し	×	○		1部

※項番3、5の行やスペースが不足する場合は適宜追加すること。

- ◇ 電子データについては、項番1～5を下記のURLのフォームに添付してデータ送信すること。またファイルが壊れているなど、提出された電子データを練馬区が正常に読み取れなかった場合は、再提出すること。

[LoGo フォームの URL]

<https://logoform.jp/form/G2rU/1163127>

※LoGo フォームとは、電子申請のフォームを作成・集計し、一元管理できる自治体専用の「デジタル化総合プラットフォーム」のこと。

- ◇ 紙書類については、項番6～12は製本（ファイル等で綴じる。）し、1部を提出すること。なお、項番8については、残り5部を別途提出すること。
- ◇ 副本の表紙には、事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないこと。
- ◇ 提出された書類等は返却しない。

4-5 一次審査

参加資格を満たす者について、提出書類に基づき審査を行う。得点の高い順に3者程度を一次審査通過とする。審査結果は書面を令和7年12月11日（木）に発送することにより通知する。

4-6 二次審査

一次審査を通過した者について、令和7年12月23日（火）に、提案書等に基づき提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、練馬区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、一次審査の得点と合わせた合計点が最も高い者を受託候補者とする。

選考時間は1者当たり30分（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分）とする。説明者は本業務を受注したときに主な担当となる者とし、2名以内とする。

審査結果は令和8年1月中（予定）までに書面により通知する。

4-7 評価項目

評価項目については下表のとおり。

(1) 一次審査

評価項目	評価の視点
事業者の安定性・継続性	・税理士による経営診断に基づく総合評価
業務実績	・練馬区および都内官公庁との契約実績 ・運行管理責任者の業務実績
実施体制・提案内容	・事故を起こした者（事故惹起者）に対する社内対応方針や研修資料
区民雇用の促進・区内事業者の活用	・区民雇用の促進 ・区内事業者からの物品調達
見積価格	・見積価格の妥当性
区内事業者である	・区内に本店を有する

(2) 二次審査

評価項目	評価の視点
実施体制・提案内容	・業務執行体制、要員配置の妥当性 ・要員の研修体制
プレゼンテーション・ヒアリング	・説明力、的確性、説得力
その他	・地域貢献、社会貢献、環境配慮の取組

5 受託候補者との協議

受託候補者と練馬区との協議により、候補者の提案書の内容に基づき仕様書の修正を行う。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合は、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものを新たに受託候補者として選定することができる。

6 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成 13 年 10 月練馬区条例第 61 号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙 2－2）に基づき取り扱うものとする。

7 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。練馬区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする場合もある。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、練馬区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、練馬区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (9) 「災害時等における車両の運行に関する協定」（別紙 1－3 参照）を履行開始日までに締結すること。
- (10) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

8 問合せ先・担当

練馬区総務部経理用地課管理係 担当：長本
練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所東庁舎 3 階
電話 03-5984-4516 FAX 03-3993-2007
e-mail KEIRI@city.nerima.tokyo.jp